

令和 6 年 2 月 教育委員会定例会 会議録

開催日時	令和 6 年 2 月 20 日（火）午前 10 時 00 分から		
開催場所	田原本町役場 301 会議室		
出席者	教育委員会 （教育長）山田忠志 （教育長職務代理者）眞田和則 （委員） 岡本春江 山田育弘 事務局 森教育部長 森川教育総務課長 安倍教育総務課付課長 羽山生涯教育課長 小田文化財保存課長 金澤教育総務課指導主事 原田教育総務課指導主事 奥谷教育総務課長補佐		
欠席者	桒井歌世		
開催形態	公開	傍聴者	2 名
次第	議 第 19 号 令和 6 年田原本町議会第 1 回定例会への提出議案 に対する意見聴取について（田原本町附属機関に関 する条例の一部を改正する条例） 議 第 20 号 令和 6 年田原本町議会第 1 回定例会への提出議案 に対する意見聴取について（旧東幼稚園解体撤去工 事請負契約締結） 議 第 21 号 田原本町立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則について 議 第 22 号 田原本町立体育館管理運営に関する規則の一部を 改正する規則について 議 第 23 号 奈良県田原本健民運動場条例施行規則の一部を改 正する規則について 議 第 24 号 田原本町スポーツ推進委員の委嘱について 議 第 25 号 令和 5 年度田原本町教育委員会活動点検及び評価 の報告について （その他） 田原本町小学校 3 校統合施設基本計画（案）のパブ リックコメントに対する対応について		可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 -

議事の内容

教育長

皆さまおはようございます。ただいまから 2 月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員の皆様 3 名と私で全 4 名が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の会議開催条件である過半数以上の出席がありますので、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

まず、議事に入る前に、1 月 31 日ご就任されました高江新町長より、教育委員の皆様にご挨拶をしたいという申し出がありましたので、ちょうだいしたいと思います。町長よろしくをお願いします。

(高江町長挨拶、のち退席)

○議 第 19 号 令和 6 年田原本町議会第 1 回定例会への提出議案に対する意見聴取について（田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例）

教育長

「議 第 19 号 令和 6 年田原本町議会第 1 回定例会への提出議案に対する意見聴取について（田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例）」について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

この議第 19 号について、ご意見ご質問はありませんか。

眞田委員

給食検討委員会を廃止するというのは、自校方式かセンター方式かを検討する結論が出て役目が終わったからですか。今後、給食の課題が出てきたときは、どのようにするのでしょうか。また別の委員会を作って検討するのでしょうか。

教育総務課長

通常の問題であれば、保護者や校長から組織される「田原本町学校給食運営協議会」が年 7 回開催されており、こちらで議論されます。今後、新たに町全体に関わる給食の問題があったら、設置することになります。

教育長

その他ありますか。ないようですので、採決に移りたいと思います。議 第 19 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成ということで本議案は可決いたします。

○議 第 20 号 令和 6 年田原本町議会第 1 回定例会への提出議案に対する意見聴取について（旧東幼稚園解体撤去工事請負契約締結）

教育長

それでは、第 20 号に移ります。「議 第 20 号 令和 6 年田原本町議会第 1 回定例会への提出議案に対する意見聴取について（旧東幼稚園解体撤去工事請負契約締結）」について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。議第 20 号について、ご意見ご質問はありませんか。

眞田委員

一般競争入札で 5 社の応札があったとありますが、地元業者の入札はあったのか。

教育総務課付課長

はい、地元からも入札がありました。その中で、大阪の業者が落札されました。

教育長

その他ございますか。ないようですので、議 第 20 号について採決を行います。賛成

の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めます。本議案を決いたします。

○議 第 21 号 田原本町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

「議 第 21 号 田原本町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。議第 21 号について、ご意見ご質問はありませんか。

山田委員

先生の定時はどうなっていますか。また、残業の規程ですが、管理職もこの規程にあたるのでしょうか。民間の管理職には残業上限のようなきまりがないことが多いのですが、学校の管理職はどうなりますか。

教育総務課長

学校によって時間割が異なり、おおよそ午前 8 時半から 7 時間 45 分勤務となります。校長も含めて管理職もこの終業時間内にしてもらうことになります。

山田委員

部活動などですと、午後 4 時でしたら定時内、6 時になってくると時間を過ぎていているということですか。

教育部長

そのとおりです。

岡本委員

夏の部活動は日が長く、明るいから 6 時過ぎまでやっていますが、これは毎日時間外になっているということですか。

教育総務課長

夏季休業中の平日の部活動は 1 日 3 時間程度を目途に、勤務時間内に行っています。

教育総務課指導主事

最終下校時間のことですが、通常 7 時で、試合前だと 30 分延長可能といったルールが学校によってありますが、その時間は時間外の勤務になっています。夏季は残業時間がかさむ時期になります。1 年を通してみたらどうかという議論はありますが、それではだめだということで、検討し試行錯誤をしています。

眞田委員

教員は、部活動指導があり、その後次の日の授業の準備などで学校に残っておられます。昔だったら 7 時 8 時が当たり前、生徒指導など場合によっては 10 時を過ぎることが日常的にありました。先生の仕事はここまでというのがなく、遅くまで残っていることが熱心な指導であると許容するところもありました。能率よく仕事して、家庭に時間を持つというのが理想ですが、なかなかできておらず、負担が大きいので、枠を作ろうということだと思います。

教育総務課長

これまでも県から指示がありまして、小学校では改善がされています。ただ、中学校は部活動がネックとなっていました。今までも活動制限もありましたが、県では土日の部活動を教員では行わないという方針を示しており、令和8年度までに地域クラブ活動への移行する施策に取り組んでおります。

岡本委員

幼稚園の複式学級の件ですが、複式となったら担任は二人いるのでしょうか。

教育総務課長

副担任という形で、協議を行っていきます。

教育長

他、よろしいですか。議第21号について、採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、本議案は可決することといたします。

○議 第22号 田原本町立体育館管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

「議 第22号 田原本町立体育館管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。この件について、ご意見ご質問はありませんか。

岡本委員

これまで町民ホールでやっていたヨガ教室が、体育館がなかなか予約を取れないからやめていく方向とききました。予約段階で入れないみたいです。何とかいい方法はありませんか。

生涯教育課長

町民ホールで活動されていた各種団体には、総務課を通してご案内させていただいているところです。貸し館につきましても、本来想定していない活動内容の部屋であっても支障のない範囲でできる限りご案内させていただいています。ただ、そういった団体から直接お話をうかがいますと、そもそも場所が遠くなるのがネックだときいております。これに関しましては、別部局の所管施策ではございますが、乗合タクシーやタクシーチケットなど交通弱者対策をやっておりますので、この辺りをどのように工夫していくのかだと考えます。

これまで青垣や体育館をご利用いただいていた団体と希望の時間が被ることがどうしてもありますので、できるだけ調整が可能であればさせていただいて、多くの方にご利用いただきたいと思います。

眞田委員

田原本町の施設はキャパシティが不足しているのですか。

生涯教育課長

施設利用状況は全体としては、すべて埋まっているわけではありません。当然、利用していない施設・曜日・時間帯があります。ただ、利用日が重なったり、既に予約が入っているということが事実です。可能であれば時間をずらしたりなどご協力いただければと思います。

眞田委員

偏りがあるのを分散していただければということですね。多少動いていくのは仕方ないことだと思います。正直、予約受付が1ヶ月前だったのかというのが驚きです。今回1ヶ月から2か月へ延ばされるのですが、3か月や半年でもいいのかなと個人的に思います。

教育長

他、いかがでしょうか。ありませんしたら、採決に移りたいと思います。議 第22号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、本議案は可決することといたします。

○議 第23号 奈良県田原本健民運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

「議 第23号 奈良県田原本健民運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。議第23号について、ご意見ご質問はありませんか。

眞田委員

健民運動場と先ほどの体育館とありましたが、その他、予約ができる町の施設は2か月前でそろったのでしょうか。

生涯教育課長

生涯教育課が所管しております弥生の里ホールは1年前、青垣と体育館は2か月前で統一できております。ただ、それ以外の所管施設までは把握できておりません。

眞田委員

町全体でも2か月前までなど、そろった方が良いと思います。学校の体育館の開放などはどうなのでしょう。そういうのも足並みそろっていたらと思います。

教育部長

すぐにお答えできませんが、もし他部局からの問い合わせがありましたら、教育委員会部局では2か月前の予約で揃えていると情報共有いたします。

山田委員

以前、商工会で中央体育館を予約しようとした際に予定がもう決まっていたが取れなかったことがあったのですが、これに関係することですか。

生涯教育課長

各種スポーツ団体や中学校の大会、またその他にも町主催事業などが年末頃から年始にかけて要望があり、1ヶ月前のルールに当てはまらずにスケジュールを押さえられる

ことがあります。直近1カ月で競技大会の予定が決められるのが難しい場合は、ある程度事前に日程調整をする対応をさせていただいております。これはどこの県内施設でも同じかと思います。

教育長

他、よろしいでしょうか。ないようですので、採決に移りたいと思います。議 第 23 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第 23 号を可決いたします。

○議 第 24 号 田原本町スポーツ推進委員の委嘱について

教育長

「議 第 24 号 田原本町スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

ないようですので、本件はこのまま採決に移りたいと思います。議 第 24 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めます。本議案を可決いたします。

○議 第 25 号 令和5年度田原本町教育委員会活動点検及び評価の報告について

教育長

「議 第 25 号 令和5年度田原本町教育委員会活動点検及び評価の報告について」について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。この件について、ご意見ご質問はありませんか。

眞田委員

毎年の達成状況を示されていますが、施策全部を網羅的に達成していくのは難しいです。新町長がおっしゃった4つの課題をより実現していくため、メリハリをつけていかないといけません。

実現のためにはこれからの施策を練り上げていかねばなりません。いかに効果的につなげていくかの議論する、教育委員会だけでなく全体的な会議が必要です。議論を経て予算につなげていく必要があります。勝手な感想だが、行政は何か問題があったときに手当てをして、おり、根本的な解決の議論が足りないように思います。このために大切なのが、現場の意見を十分聞いて、練り上げていくことだと思います。

教育長

ありがとうございました。資料が膨大ですので、何かありましたらまたご連絡下さればと思います。現時点での採決に移りたいと思います。議 第 25 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めます。本議案は可決することといたします。

○その他

教育長

その他案件ですが、何か委員の皆様からありますか。

なければ、事務局から「田原本町小学校3校統合施設基本計画（案）のパブリックコメントに対する対応について」、お願いします。

(事務局説明)

教育長

ただ今の説明に対して、ご意見等ありますか。

眞田委員

私も地域住民として会議に出させていただいて、他の方の意見を聞きました。一番気にされているのが、子どもの運動場の質問です。面積的には仮設運上場、体育館を確保することなのですが、子ども達が運動できる場所は他にないのかなと不安に感じられています。

教育総務課付課長

我々も検討しているのですが、住宅地が近所を占めていますので、近場である程度広さを取れるスペースが田原本幼稚園の園庭しかありません。ただ、日常的にはではなく大きな行事等で広いスペースが必要となった場合は、学校と調整し、磯城野高校、田原本中学校及び健民グラウンドなど、お借りできるところを活用して進めていきたいと考えております。

眞田委員

私も探しているのですが、なかなかありませんね。また移動の問題もあります。この運動場の問題と、あと通学路の問題。こちらも通学路点検も時間をかけてやっていただいて、行き帰りの安全面でも地域のボランティアの方に協力をお願いすることになると思います。

以前もお話ししましたが、プールの件では、費用の比較などの作業はされていますか。

教育総務課長

はい。今年度に久しぶりのプール授業を再開しましたが、各校ともかなり施設が傷んでおり、どこも改修が必要な状況になっています。これら大きな改修をする費用、民間委託する費用を比較させていただいております。紫外線防止の問題などメリットも考慮させていただいております。委託方法も今後検討しながら、継続的な運用を考えてまいります。実施時期につきましても、夏場だけではもちろん確保できませんので、プール授業が行える期間を長くすることがコマ数を確保することになります。事業者とも時間の調整など

検討しております。

眞田委員

プールは夏場だけではないという発想を変えて授業を行っていくことをお知らせしていかなくてはならないし、皆さん本当に大丈夫かと思われている不安を解消するようなデータなどを示していったらよいと思います。

山田委員

パブリックコメントとかですと、どうしても反対意見が形に見えて出てくると思うんですけども、町全体の雰囲気としては、賛成の方が多いのですか。

教育部長

先日、住民説明会を開かせていただいておりますけれども、興味のある方も、もちろん反対の意見をお持ちの方もお越しいただいています。賛成されている方は静観されておられるように思いますので、実際どのくらい賛成されているかは把握できておりません。

山田委員

反対意見の方ははっきりとおっしゃられます。それに対応したら、実は賛成の方が多くおられて、結果的に多くの方の希望からずれてしまった、とかならないか懸念されました。

教育長

その他、よろしいでしょうか。

(事務局より、次回の教育委員会の開催予定の説明)

では、これもちまして2月の教育委員会定例会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時32分 閉会

田原本町教育委員会

教育長 山田 忠志